

令和4年度「地域巡回マッチングプログラム事業」  
業務委託企画コンペ実施要領

**1 委託事業名**

令和4年度「地域巡回マッチングプログラム事業」

**2 契約期間**

契約締結の日から令和5年3月31日を超えないものとする。

**3 事業目的**

雇用機会の確保と多様な人材の活躍を促進するため、県内各圏域において合同就職説明・面接会等を開催し、求人企業と求職者等のマッチングを積極的に促すことにより、求職者を就職に繋げる。

**4 予算額**

委託契約額の上限14,518千円(消費税および地方消費税含む)

※当該金額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

**5 業務概要**

沖縄県各圏域において地元中小企業等を中心とした求人開拓と求人手続き支援を実施し、マッチング効果の高い合同就職説明・面接会等を開催する。

また、合同就職説明・面接会の開催にあたっては、求職者、求人企業向けに雇用・求人の基礎知識のほか、マッチング効果を高める工夫を行ったセミナー等を実施し、企業の雇用環境改善等による就職率の向上及び早期離職の防止を図る。

**6 委託業務内容、企画提案内容**

別添「企画提案仕様書」のとおり

**7 参加資格**

次の要件を全て満たす法人、または複数の法人からなるコンソーシアムとする。

- (1)沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合せに円滑に対応できる体制を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (2)地方公共団体等から、雇用関係のイベント開催業務の委託を過去3年以内(令和元年度から令和3年度)に受けたことがあり、かつ、職業安定法(昭和22年法律第141号)第4条第9項に定める「職業紹介事業者」であること。コンソーシアムの場合は、構成員のうち1者以上がこの要件を満たすこと。
- (3)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定により、次の各号に掲げるものでないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

- ア 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者

(4)次のいずれにも該当しない者。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

ア 法人等の(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

イ 役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(5)本業務を履行することができる体制が整備されていること。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(6)宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(7)県税、消費税及び地方税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(8)労働関係法を遵守していること(別添誓約書裏面参考)。コンソーシアムの場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。

(9)コンソーシアムの場合は、コンソーシアムの中に管理法人を1者置くものとする。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

(10)コンソーシアムを構成して企画コンペ参加申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として本企画コンペに重複参加する者でないこと。

イ コンソーシアムの構成員が単体企業としても本企画コンペに重複参加する者でないこと。

## 8 スケジュール

### (1)質問事項受付

- ①期間:企画公募の日から令和4年4月25日(月)16時まで
- ②質問方法:質問は沖縄県電子申請システムにて行うこと。
- ③回答方法:質問のあった事項については、雇用政策課のホームページに掲載します。
- ④最終回答日:令和4年4月27日(水)を予定

### (2)企画コンペ参加申込

- ①申込期限:令和4年4月28日(木)16時(厳守)
- ②提出書類:下記必要書類を全て提出すること。

ア. 【様式1】企画コンペ参加申請書	1部
イ. コンソーシアム協定書(コンソーシアムの場合に限る)	1部
ウ. 【様式2】会社概要	1部
エ. 【様式3】業務実績(上記7(2)が確認できるよう記載)	1部
オ. 誓約書(上記7(4)を確認するため)	1部
カ. 職業紹介事業者の許可証(写)	1部
キ. 貸借対照表(直近3期分)	8部
ク. 損益計算書(直近3期分)	8部
ケ. 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類	
1)都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書 (発行後、3ヶ月以内のもの)	1部
2)税務署が発行する消費税及び地方消費税に 未納税額がないことの証明書 (発行後、3ヶ月以内のもの)	1部

※上記イについて、コンソーシアム協定書は、当課が提示したひな型を原則として使用すること。ひな型の条項を削除することは、原則として認めない。

※上記ウ～ケについて、コンソーシアムの場合は、構成員ごとに提出すること。

※上記カについて、コンソーシアムの場合は、職業紹介事業者の許可を得ている構成員ごとに提出すること。

- ③提出場所:沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)
- ④提出方法:①の期限までに持参もしくは郵送すること。郵送の場合は、書留郵便とし、①の期限までに確実に届くようにすること。
- ⑤結果通知:令和4年5月2日(月)参加不可の場合にのみ、メール又は電話にて通知するものとする(コンソーシアムの場合は管理法人にのみ通知を行う)。

### (3)企画提案書等の提出

- ①提出期限:令和4年5月19日(木)16時(厳守)
- ②提出書類:企画提案書の内容・体裁については、別添「企画提案仕様書」を参照のこと。
  - ア. 【様式4】企画提案応募申請書 1部
  - イ. 企画提案書 8部
  - ウ. 経費見積書 8部

エ. 実施体制図 8部

オ. 【様式5】提案内容説明資料 1部

※様式5については、期限までに問い合わせ先メールアドレスへに添付ファイルにより提出も行うこと。

③提出場所: 沖縄県商工労働部雇用政策課(沖縄県庁8階)

④提出方法: イ. 企画提案書、ウ. 経費見積書、エ. 実施体制図をセットとしてフラットファイルに編綴し、期限までに持参もしくは郵送すること。郵送の場合は、書留郵便とし、期限までに確実に届くようにすること。

#### (4)第一次審査(書類審査)

雇用政策課において、【様式5】「提案内容説明資料」を中心に書類審査を行い、選定する。

①結果通知日令和4年5月27日(金)(予定)

選定された者に対しては、第二次審査(プレゼンテーション)の場所と時間を通知し、選定されなかった者に対しては、結果のみを通知する。(コンソーシアムの場合は管理法人にのみ通知を行う)。

#### (5)第二次審査(プレゼンテーション):

①日程: 令和4年6月3日(金)13時30分～15時00分(予定)

②場所: 沖縄県庁7階 第1会議室

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点により、書面審査(提出された企画提案書を基に審査)へ変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

#### (6)第二次審査結果通知(委託予定業者通知)

①通知予定日: 令和4年6月6日(月)(予定)

②通知方法: 第二次審査に参加した者(コンソーシアムの場合は管理法人)に電話及び文書にて結果を通知するものとする。

## 9 選定方法

第一次審査(書類審査)は、【様式5】提案内容説明資料を中心に、雇用政策課にて行い、上位3者程度を選定する。

第二次審査(プレゼンテーション)は、委託業者選定要領に定める選定委員会において、第一次審査(書類審査)選定者の企画提案書・プレゼンテーション・質疑応答の内容や経費等を審査し、最も優れた提案者を決定する。

なお、採否についての異議申し立て等は受け付けない。

## 10 その他

(1)企画提案書等の作成に要する経費、企画コンペに参加する経費等については、参加者の負担とする。

(2)提出された企画提案書等については返却しない。

(3)委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

- (4)採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (5)契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (6)以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
- ①提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - ②提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③本要領に違反すると認められる場合
  - ④審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - ⑤その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (7)検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部雇用政策課と受託者とで別途協議して決めることとする。

【参考(10(5)関連):沖縄県財務規則(抜粋)】

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1)契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3)地方自治法施行令第167条の5及び地方自治法施行令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国(独立行政法人、公社及び公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4)法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6)随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 11 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県庁8階  
沖縄県商工労働部雇用政策課 雇用対策班 担当:岸本  
電話:098-866-2324 FAX:098-866-2349  
E-mail:kishimys@pref.okinawa.lg.jp